

HIV 感染を告知しなかったことを理由に、ソーシャルワーカーとしての内定を取り消されたとして男性が病院側を提訴した判決に対する見解

私たちは、社会福祉士、精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職で組織された団体です。

昨年 7 月 13 日、北海道内に住む 30 代の男性が、HIV 感染を告知しなかったことを理由に病院のソーシャルワーカーとしての就職内定を取り消されたとして、病院側に損害賠償を求め提訴しました。

私たちは、同年 7 月 26 日付けにて、これらについて見解を発出し、「HIV 感染者に対するいかなる差別にも異議を申し立てるとともに、就職活動だけでなく社会参加のあらゆる機会において法令及び人権尊重の理念に則って個人情報取り扱いが扱われること」と「社会全体の問題として捉える必要性」を表明いたしました。

本年 9 月 17 日の札幌地方裁判所の判決によれば、HIV 感染に関する情報は秘密性が高く、社会福祉士の業務内容からすれば感染の危険性は無視できるほど小さく、感染の事実を告げる義務を否定するとともに内定取り消しは違法と判断しました。また、過去の診療の記録から男性の HIV 感染を知ることはプライバシーを侵害し違法としました。この結果は、厚生労働省の「職場におけるエイズ問題に関するガイドラインの解説」に示されているとおり、HIV 感染を理由として内定を取り消すような不利益な処遇を認めないことを明示した判決であり、私たちは、この判決を支持します。

HIV は、治療が可能な病気であるものの誤った知識によって HIV 感染者の人々に対する偏見や差別が医療機関においても存在していることが、この判決を通して明らかになっています。判決後に男性が記者会見で述べたように、HIV 感染者の人々に対する偏見や差別がなくなるよう、いかなる場所においても病気や障害に関する正しい理解の促進が求められています。

私たちは、こうした差別や偏見が無くなるよう引き続き人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献していきます。

2019 年 9 月 24 日

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂由美子

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫